

令和3年度国民健康保険事業費会計歳出 第1款2項3目 12節(1)健診その他委託料

受付 番号	種目番号 —	【委託担当】 健康福祉局保険年金課 担当者 河原 TEL (671) 4067 FAX (664) 0403
----------	-----------	--

設 計 書

- 1 委託件名 特定健康診査受診券等作成及び封入封緘業務
- 2 納入場所 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間（期限） 令和3年4月1日から令和3年5月31日
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 「委託契約約款」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報
取扱特記事項」並びに「個人情報取扱特記事項」による
- 6 現場説明 不要
- 7 委託概要 別紙仕様書のとおり
- 8 部分払
する しない

部分払の基準

業務内容	履行 予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)
			件		
			件		
合計			件		

委託代金額

(概算金額) _____ () 円

内 訳

業務価格

(概算金額) _____ () 円

消費税相当額

(概算金額) _____ () 円

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
問診票付特定健康診査 受診券の作成		(540,000)	件		()	
問診票付特定健康診査 受診券の封入封緘		(540,000)	件		()	
特定健康診査実施機関 一覧表の作成		540,000	件			
問診票付特定健康診査 受診券送付用窓空き封 筒の作成		540,000	件			
特定健診受診キャンペ ーンチラシの作成		540,000	件			
合 計		(2,700,000)			()	
消 費 税 額					()	
委託代金額					()	

仕 様 書

委託業務名	特定健康診査受診券等作成及び封入封緘業務		
履行期間	令和3年4月1日から令和3年5月31日まで		
履行場所			
委託業務内容	<ol style="list-style-type: none">『問診票付け国民健康保険特定健康診査受診券』の作成『問診票付け国民健康保険特定健康診査受診券』の封入封緘『特定健康診査実施機関一覧表』の作成『問診票付特定健康診査受診券送付用窓空き封筒』の作成『特定健診受診キャンペーンチラシ』の作成処理件数表の作成成果品の納入支給品在庫数量の報告		
主任担当者氏名	氏 名	電話番号	所 属
委託者	高橋 勇太	045(671)4067	健康福祉局生活福祉部保険年金課
受託者			

支給品及び貸与品（入力帳票・データ等含む）

(引渡場所) 横浜市健康福祉局生活福祉部保険年金課（横浜市中区本町6丁目50番地の10）				
(返還場所) 横浜市健康福祉局生活福祉部保険年金課（横浜市中区本町6丁目50番地の10）				
支・貸別	品名	数量	引渡時期	返還時期
支	問診票付国民健康保険特定健康診査受診券用定型紙			
支	同封用小冊子			
支	同封用糖尿病チラシ			
支	同封用歯周病チラシ			
貸	国民健康保険特定健診受診券用DVD-RW （正・副）			
別紙処理日程表のとおり ※日程が決まり次第お知らせします。				

契約目的物納入内訳

品名	数量	納入時期	納入場所
国民健康保険特定健康診査受診券			
別紙処理日程表のとおり ※日程が決まり次第お知らせします。			

支給品、貸与品及び成果品の授受上の留意事項

- 1 支給品の引き渡しを受託者の代行者による場合、「委託契約約款」第12条第3項による受領書の提出以前に電話等で速やかに委託者に連絡するものとする。
- 2 個人情報に記載されたもの及び横浜人公印規則に規定された公印が押印された又は刷り込まれたものを搬送する場合は、施錠可能な貨物室を装備した輸送車を使用し、貨物室を施錠すること。

支払の方法

- 1 引き渡し完了分に対して支払う。
- 2 委託代金内訳に掲げる契約目的物の単価に引き渡し完了分の数量を乗じて得た金額に消費税相当額を加算した額を支払う。その金額に1円未満の端数が生じたときは、各項目においてその端数を切り捨てる。

複写・複製の禁止の 解除

必要が生じたときは、委託者の主任者の指示を受けるものとする。

廃棄の指示

「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」第8条を遵守すること。
また、誤字及び汚損分等の生じたときは、その都度委託者の主任担当者の指示により、受託者の負担において原則焼却処分するものとする。

検査の時期・場所・
方法

- 1 時期
作成時
- 2 場所
帳票等の出力場所及び契約目的物内訳に指示した納入場所
- 3 方法
契約目的物の全件について、指示された処理が行われているか検査する。
ただし、大量件数の出力帳票の場合は抽出検査に代えるものとする。

防災保管庫への保管、別施設への保管又はそれと同程度の保管を必要とするもの

必要が生じたときは、委託者の主任者の指示を受けるものとする。

名 称	数 量	期 間	保管方法及び保管場所
国民健康保険特定健康診査受診券用 DVD-RW（正・副）	4	印字作成に要する 期間	電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項第2条に基づき適正に管理すること

データ保護上の留意事項（含・安全対策）

「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

個人情報の保護

「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

令和3年度 特定健康診査受診券等作成及び封入封緘業務仕様書（詳細版）

1 概要

受託者は、プログラムを作成し、横浜市が提供する被保険者データを用いて、同じく横浜市が提供する定型紙（ロール紙）に電算印字を行う。また、印字した帳票の裁断、名寄せ及び封入封緘を行い、出力リスト（処理件数表）とともに各区郵便局まで差し出す。残部については、18区役所に送付する。なお、印字及び封入封緘処理は、次のとおり実施する（件数は概算）。

印字 540,000 件、封入封緘 540,000 件

印字データ貸与：令和3年4月28日（水）

納期（各区郵便局等への納品）：令和3年5月13日（木）

2 委託の内容及び数量

- (1) 問診票付受診券の印字・裁断
540,000 件（概算）
- (2) 問診票付受診券の封入封緘
540,000 件（概算）
- (3) 特定健康診査実施機関一覧表の作成
540,000 件
- (4) 送付用窓空き封筒の作成
540,000 件
- (5) 特定健診受診キャンペーンチラシの作成
540,000 件
- (6) 各区郵便局への差出及び、差出票の作成
540,000 件（概算）

※(3)の原稿データについては、契約締結後提供する。

3 問診票付受診券の印字・裁断

横浜市が作成する磁気媒体データ（テキストファイル）により、定型紙（ロール紙）に指定項目を印字し、問診票付受診券を作成する。また、作成した問診票付受診券をそれぞれ受診券と問診票に裁断し、単票形態とする。

- (1) 受け渡しデータ、外字の仕様等について

ア 使用フォント

(ア) 1バイトコード…EBCDIC

(イ) 2バイトコード…JEF漢字コード

(ウ) 拡張フォント…JEFEXE01、JEFBCD

(エ) 外字フォント…横浜市独自（横浜市からフォントを提供します）

イ 情報交換媒体…DVD-RW

規格及び記録方法

サイズ	12cm
記憶容量	4.7GB（片面1層）
論理フォーマット	UDF （UDF2.01を基本とする）
レコード形式	業務要件による
書き込み方式	パケットライト方式
文字コード	EBCDICコード及びJEF漢字コード
ファイル名	8.3形式

ファイル暗号化	暗号化する場合は、アタッシェケース（現在のバージョンは2.75）を使用。拡張子は.atc
注意事項	パソコン（windows等）の改行コードを入れないこと

ウ 横浜市HOSTコンピュータ
富士通製HOSTコンピュータ GS21/400

エ 項目詳細
「ファイルデータ領域定義」**別添1**のとおり

(2) 印字データの貸与

ア DVD-RWは処理ごとに、つぎの枚数を貸与する。
4枚（正副各1枚ずつ/法定対象者分・75歳年度内到達者分）

イ データの内容

(ア) 被保険者1人につき1レコード（固定長）のテキストファイルとする。

なお、1レコードにつき問診票付受診券を1枚作成する。

(イ) 1レコードは、「宛名情報」及び「受診券情報」及び「問診票情報」の3つで構成する。

(ウ) DVD-RW内のデータは次のとおりソートして提供する。

区コード（※1） > 整理番号（※2）

※1 18区コード順

※2 各区コード内で、被保険者ごとにユニークとなる。「00001」からの連番。

整理番号は区コードごとに、「区内外区分 > (区内分のみ) 郵便区番号(*) > 被保険者証番号 > 識別番号」の順に、あらかじめ横浜市で付番している。

(*) 郵便番号の上3桁部分（○○○-××××）

ウ DVD-RWの貸与にあわせ、つぎのとおり件数表を支給する。

区別、区内外区分別、（区内分のみ）郵便区番号別、の被保険者数（=プリント数）。

(3) 印字処理（出力項目定義一覧**別添2**及びスペーシングチャート**別添3**参照）

ア 受診券部分

(ア) 両面印字とする（表面：黒赤2色、裏面：黒1色）

(イ) 出力項目定義一覧のとおり可変項目を印字する（可変項目の印字は表面のみ）。

(ウ) スペーシングチャートのとおり固定項目及びオーバーレイを印字する。

(エ) 印字位置については、スペーシングチャートのとおりとする。

(オ) あて名部分の下部に、カスタマーバーコード（※）を出力する。

※ 郵便番号及び住所漢字・方書の内容から郵便用カスタマーバーコードを生成して出力すること。

イ 問診票部分

(ア) 両面印字とする（表面：黒赤2色、裏面：黒1色）

(イ) 出力項目定義一覧のとおり可変項目を印字する（可変項目の印字は表面のみ）。

(ウ) スペーシングチャートのとおり固定項目及びオーバーレイを印字する。

(エ) 出力項目の印字位置については、別添スペーシングチャートのとおりとする。

(4) 定型紙（ロール紙）の仕様について

印字に用いる定型紙（ロール紙）は、横浜市から支給する。仕様は次のとおり。

原紙	三菱製紙インクジェット用紙70Kまたはその同等品
芯	6インチ ※変更可能
寸法	10インチ×12インチ
巻き数	8,000メートル（25,000枚（12,500セット））
事前印刷及び加工	地紋及びスリット線を印字済。ミシン加工なし
キューマーク	黒印刷（PCS値=B フィルター、0.7以上）

4 特定健康診査実施機関一覧表の作成

横浜市が提供する原稿データにより（Excel 及び PDF）、特定健康診査実施機関一覧表を 18 区分作成する。作成した特定健康診査実施機関一覧表は問診票付受診券と共に区ごとに封入封緘を行う。

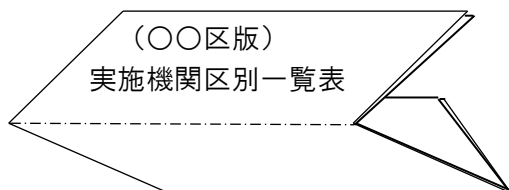
(1) 特定健康診査実施機関一覧表の仕様について

校正	要校正（最低 3 回は必要とする）
紙質	※再生紙（四六判 55 kg 程度）紙色は白色
寸法	A 3 判の長辺の長さを 1 cm カット（297mm×410mm）
刷色	黒、赤（2 色）
内容	契約締結後に原稿を提供する。（一部見本とは異なる）
印刷	両面印刷。区別印刷。各区により印刷内容が異なる（18 種類）
形態	表題部分が表面に出るように DM 折り（二つ折り＋巻き三つ折り）

※再生紙を用いることにより費用が高騰するなどの理由で著しく困難な場合は、委託者と相談して環境に配慮した次の用紙を優先的に用いるものとする。

- ア 基本方針の判断の基準よりも古紙パルプ配合率がやや低い印刷用紙
- イ 森林認証紙（FSC 認証紙、PEFC 認証紙等）
- ウ 間伐材紙
- エ 竹紙

※折り方見本



(2) 区別の印刷数及び内容見本について

「特定健康診査実施機関一覧表区別印刷数内訳」 別添 4 参照

「特定健康診査実施機関一覧表内容見本」 別添 5 参照

5 送付用窓空き封筒の作成

校正	要校正（2 回以上）
紙質	見本のとおり
寸法	見本のとおり
刷色	表 4 色/裏 1 色（色は決定業者と別途調整、色校正あり）
内容	見本のとおり（一部内容変更の可能性あり）。 料金後納郵便の表記については、直径 2 cm 以上とし、横線は 1 本線とする。
印刷	両面印刷・地紋あり
形態	(1) 地紋は、内容物が透けないための印刷なので、見本どおりでなく一般的な模様でも可です。 (2) エコ窓（窓部はグラファン紙を使用してください） (3) 水のり（機械封入封緘用アラビア糊）を使用
部数	委託の部数の内、受診券送付先が区外の者（区外分）のみ封筒を分けるため、『区内特別』を印字しない封筒を必要数作成する。 内訳は、 区内特別印字有：538, 500 部 区内特別印字無：1, 500 部

6 特定健診受診キャンペーンチラシの作成

校正	要校正（色校正）
紙質	中質コート紙または同等品 A 版 35kg （ただし、紙色については色見本で調整）
寸法	（A4）縦の幅を5 ^ミ リカット（205×297 mm）
刷色	4色
内容	契約締結後に原稿を提供する。
印刷	両面印刷
形態	巻き三つ折り

7 問診票付受診券の封入封緘

(1) 封入封緘

プリント、裁断した受診券及び問診票を被保険者ごとに名寄せし、次の封入物各1点ずつとともに5で作成した封筒に封入封緘する。

なお、区外分については、区内特別の印字のない封筒に封入し、指定の郵便局に納品する。

- ア 特定健康診査実施機関一覧表（4のとおり）
- イ 同封用小冊子（サイズはB6変形サイズ（182 mm×102 mm））
- ウ 同封用特定健診受診キャンペーンチラシ（サイズはA4 内三つ折り済）
- エ 同封用糖尿病チラシ（サイズはA4 内三つ折り済）
- オ 歯周病チラシ※

※封入する者としめない者がある。（生年月日によって判別／昭和55年10月1日～昭和56年9月30日生、昭和45年10月1日～昭和46年9月30日生、昭和35年10月1日～昭和36年9月30日生、昭和25年10月1日～昭和26年9月30日生の者に封入する。生年月日のデータに関しては、別添1「ファイルデータ領域定義」の生年月日のデータを用いて判別すること。）

また、封入封緘を行う際は、バーコードやOCRカメラチェック等の機械的な方法により同封物の確認を行い品質管理に努めること。

(2) 仕分け

封入封緘された成果品は、次のとおり仕分けする。

- ア 成果品は、次のとおりソートする（提供データのソートと同じ）。

区コード > 整理番号

- イ 仕分け

区別、区内外区分別、（区内分のみ）郵便区番号別に段ボール箱に詰める。

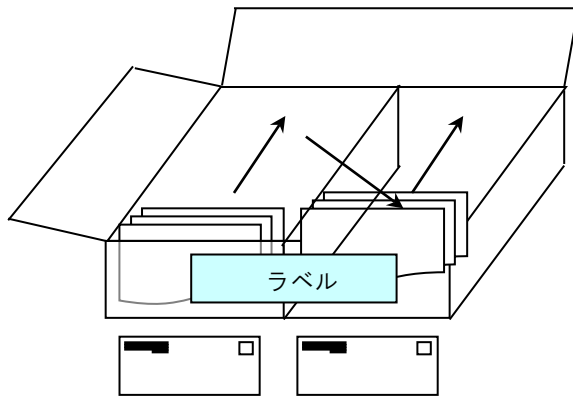
なお、区外分については、区内特別の印字のない封筒に封入し、指定の郵便局に納品する。郵便区番号ごとに細分する必要はなく、同一梱包とする。また、箱内の封筒は整理番号順に並べること。

(3) 箱詰めに係る留意点

- ア 段ボール箱の仕様

つぎのとおり、封入封緘した封筒を左右2列に詰められるよう、受託者が納品用の段ボール箱を作成する（金属等を使用しないこと）。

郵便局で検査を行うため、段ボールは通数に限らずすべて同一形状のものとする。



※ あて名面が手前

幅 ……封筒を左右2列に並べられ、封筒を容易に引き抜ける程度の幅を確保する。

奥行 ……550 mm程度とする。

高さ ……120 mm程度とする。

※ 左右2列の間に間仕切りを設け、左列と右列の封筒が混ざらないようにする。

イ 留意点

- (ア) 封筒は、整理番号の小さいものから、箱の左手前→左奥→右手前→右奥の順に並べる。
- (イ) 引き抜き作業を行うため、封筒が容易に引き抜ける程度の余裕をもたせた数量を詰める。
- (ウ) 一箱に詰める封筒が少量であるために、箱内に隙間が生じる場合は、適当な緩衝材を詰め、封筒が箱内で動かないようにする。緩衝材は、紙素材とすること。
- (エ) 箱の側面（封筒のあて名側）に、内容物を示したラベルをつぎの例のように貼付する。

例	特定健康診査受診券（令和3年5月） 港北区（〒222） 識別番号：001 重量区分 50g以下（@@g） @@@通 整理番号 @@@@~@@@@@ 1 / 20箱
----------	---

※ ラベルには、次の項目を記載すること。

- ・ 品名
- ・ 納品年月
- ・ 区名
- ・ 郵便区番号（「港南区、港北区、青葉区、栄区、戸塚区は郵便区番号が区内に2つあることに留意すること。なお、区外分については、一律「区外」とする。）
- ・ 重量区分
- ・ 識別番号（差出票の識別番号に対応する）
- ・ 箱に詰めた封筒の合計数
- ・ 整理番号（箱に詰めた封筒の整理番号の最小値（左列最手前）～最大値（右列最奥）
- ・ 箱数（郵便区番号ごと（区外分については、一律「区外」）に何箱中の何箱目か。）

8 処理件数表の作成

区別、区内外区分別、法定分、75歳分、郵便区番号別の件数が記載された処理件数表を作成する。なお、件数表に用いるストックフォームは受託者が用意する。

費用に関しては上記3に含めることとする。

9 成果品の納品

場所	納品物	期限
各区郵便局	受診券	令和3年5月13日(木) 午後2時まで
各区役所保険年金課	支給品等残部	令和3年5月13日(木) 午後5時まで
健康福祉局保険年金課	残部及び全市分の件数表	令和3年5月13日(木) 午後5時まで

配送ルート、搬入予定時間、処理件数及び区別の納品箱数について、確定次第健康福祉局保険年金課に報告すること。

また、区役所には、9時～12時または13時～16時の間に納品すること。納品先によっては駐車場の車両制限等があるため、注意すること。

10 支給品在庫数量の報告

納品処理後における支給品在庫数量について、納品処理終了後すみやかに健康福祉局保険年金課へ報告すること。

11 その他

- (1) 作業中に印字後の受診券及び問診票の破損、汚損等が生じた場合は、該当箇所を再作成（リプリント）を行い納品する。
なお、再作成を行う場合には、健康福祉局保険年金課に該当箇所等を連絡するとともに、破損、汚損等が生じた受診券等を納品日の翌日までに健康福祉局保険年金課に提出すること。
- (2) カスタマーバーコードについては、契約決定後に受託者がテスト品を郵便局に提示し、検査を受けること。 検査を受ける郵便局は、横浜市が別途指示する。
- (3) 落札後、作業工程及び業務スケジュール表を任意の様式で提出すること。
- (4) 支給帳票等残部（一覧表、冊子、チラシ、封筒）については、別途指示する数量を健康福祉局及び各区に納品する。その他の帳票残部については、処理終了後、委託者の指示に基づき、受託者の負担において廃棄（焼却処分）すること。
- (5) 処理前に印字及び封入封緘テストを実施する。テストは合格するまで何度でも行う。このテスト品作成にかかる経費は受託者が負担する。日程等の詳細については契約決定後別途協議する。
- (6) 成果品等の搬送は、施錠可能な貨物室を整備した輸送車で行い、紛失や盗難に十分に注意すること。
- (7) 仕様書に記載のない事項については、委託者と協議すること。

委託業者処理日程表

処 理 名：特定健康診査受診券作成及び封入封緘業務

引渡し場所：健康福祉局保険年金課

納 品 先：健康福祉局保険年金課等

月	処 理 帳 票 名 等	件 数	DVD-RW等引渡し	納 品
5月	特定健康診査受診券	(540,000) 件	4月28日 11:00 健康福祉局 保険年金課	5月13日 14:00 各区郵便局

- * 本市が支給する問診票付特定健康診査受診券用定型紙、案内用小冊子、チラシについては、4月28日引渡し予定です。
- * 処理件数は概算です。
- * DVD-RW等引渡し日時、引渡場所等は変更になる場合があります。
- * DVD-RW等は、契約目的物納品日以降、すみやかに返却するものとします。

ファイルデータ 領域定義				特定健診サブシステム	作成者		作成日		ドキュメント番号	-		
					変更者		変更日		ページ	-	1 / 2	
ファイル名	受診券問診票データ			COPY句	RPJSNMSN	BLOCK	9	REC	LENGTH	520	BYTE	
レベル番号	項目名			データ名		桁位置	BYTE数	PIC		USAGE	OCCURS	内 容 説 明
								属	桁			
01				受診券問診票データ	JSNMSN-REC	1	520	G				
	05			宛名情報	JSNMSN-ATENA	1	220	G				
		10		区コード	JSNMSN-A-KUCD	1	2	X	2			
		10		整理番号	JSNMSN-A-SEIRINO	3	5	X	5			※区コードごとの 00001 からの連番
		10		区内外区分	JSNMSN-A-KUKBN	8	1	X	1			1:区外住所 2:区内住所
		10		郵便番号	JSNMSN-A-POSTNO	9	8	X	8			(例) XXX-XXXX
		10		住所文字数	JSNMSN-A-JSMOJI	17	2	9	2			※オーバーフロー判定用 ※ZEROの場合有(住所地特例かつ送付先無等)
		10		住所漢字	JSNMSN-A-JUSHO	19	100	N	50			市内住所の場合:「横浜市」から編集 市外住所の場合:都道府県名から編集
		10		方書漢字	JSNMSN-A-KATA	119	50	N	25			
		10		送付先氏名文字数	JSNMSN-A-SMMOJI	169	2	9	2			※ZEROの場合有(氏名漢字外字「!」有等)
		10		送付先氏名漢字	JSNMSN-A-SMKJ	171	50	N	25			
	05			受診券情報	JSNMSN-JUSTIN	221	142	G				
		10		受診券交付年度	JSNMSN-JSNNENDO	221	4	9	4			※西暦(4桁)
		10		受診券交付日	JSNMSN-KFYMD	225	8	9	8			
		10		受診券通知日	JSNMSN-TUYMD	233	8	9	8			※受診券交付日と同日
		10		受診券作成日	JSNMSN-CRYMD	241	8	9	8			
		10		受診券通知番号	JSNMSN-TUTINO	249	11	X	11			受診券交付年度(下2桁)+受診券交付月(2桁)+区CD(2桁)+整理番号(5桁)
		10		受診券整理番号	JSNMSN-JSNO	260	11	X	11			※受診券交付年度(下2桁)+固定値「19」+対象区分サ行(1桁)+連番(6桁)
		10		被保険者証記号	JSNMSN-KIGO	271	6	N	3			固定値「40-」
		10		被保険者証番号	JSNMSN-SYONO	277	8	9	8			
		10		個人番号(個人識別番号)	JSNMSN-KJSBCD	285	2	9	2			RA02047 追加
		10		被保険者氏名文字数	JSNMSN-SMMOJI	287	2	9	2			※ZEROの場合有(氏名漢字外字「!」有等)
		10		被保険者氏名漢字	JSNMSN-SMKJ	289	50	N	25			
		10		生年月日	JSNMSN-BORN	339	8	9	8			
		10		性別	JSNMSN-SEX	347	1	X	1			1:男 2:女
		10		有効期限	JSNMSN-LMTYMD	348	8	9	8			
		10		奨励期限	JSNMSN-SRYMD	356	8	9	8			
		10		負担区分	JSNMSN-FTNKBN	364	1	X	1			1:一般 2:軽減(職権) 3:軽減(申請)
	05			問診票情報	JSNMSN-MONSIN	365	154	G				
		10		年齢	JSNMSN-AGE	365	2	9	2			
		10		住所文字数	JSNMSN-JSMOJI	367	2	9	2			※オーバーフロー判定用 ※ZEROの場合有(住所地特例等)

●別添2 問診票付受診券出力項目定義書

	NO.	項目名	出力位置等		データ			出力時留意事項等
			行	文字属性	項目名	属	桁	
受診券部分								
あて名情報								
	1	通知年月日	3	N	受診券通知日	9	8	和暦で印字する。「令和NN年△N月△N日」というイメージ
	2	作成年月日	4	N	受診券作成日	9	8	末尾に「△作成」を付加して、和暦で印字する。「令和NN年△N月△N日△作成」というイメージ
	3	整理番号	5	X	整理番号	X	5	
	4	郵便番号	6	X	郵便番号	X	8	「XXX-XXXX」の形式で出力(先頭に「〒」はつけない)。 ※SPACEの場合あり
	5	あて名住所	7~9	N	住所漢字	N	50	・住所漢字が25文字以内の時 … 7行目に住所漢字、8行目に方書漢字を印字する。 ・住所漢字が26文字以上の時 … 7, 8行目に住所漢字、9行目に方書漢字を印字する。 ※「住所文字数」が0文字の場合は、ALL SPACE とする。
		あて名方書			方書漢字	N	25	
	6	あて名氏名	10	N	送付先氏名漢字	N	25	末尾に「△様」を付加して、右詰で印字する。 ※「送付先氏名文字数」が0文字の場合、SPACEとする
	7	カスタマーバーコード	12	N	-	-	-	郵便番号と「住所漢字」及び「方書漢字」の内容から郵便用カスタマーバーコードを生成して出力する
	8	発行局課(区役所名)	6	N	区コード	X	2	区コードに対応する区役所名を印字する(パラメタ①参照)
	9	発行局課(課・係名)	7	N	区コード	X	2	区コードに対応する課・係名を印字する(パラメタ①参照)
	10	発行局課(区役所郵便番号)	8	N、X	区コード	X	2	先頭に「〒」を付加して、区コードに対応する区役所郵便番号を印字する(パラメタ①参照)
	11	発行局課(区役所住所)	9	N	区コード	X	2	区コードに対応する区役所住所を印字する(パラメタ①参照)
	12	発行局課(区役所電話番号)	10	X	区コード	X	2	先頭に「TEL」を付加して、区コードに対応する区役所電話番号を印字する(パラメタ①参照) ※レイアウト別添8参照
	13	発行局課(区役所FAX番号)	11	X	区コード	X	2	先頭に「FAX」を付加して、区コードに対応する区役所FAX番号を印字する(パラメタ①参照) ※レイアウト別添8参照
	14	通知書番号	12	X	受診券通知番号	X	11	
	15	お問い合わせ番号	16	X	被保険者証番号	9	8	「被保険者証番号」「枝番(個人識別番号)」の順で、枝番の先頭に「(枝番)」を付加して出力。 ※レイアウト別添8参照
				N、X	枝番(個人識別番号)	9	2	
	16	年度①	18	N	受診券交付年度	9	4	和暦で印字する。「令和△△年度」というイメージ
受診券情報								
	17	年度②	21	N	受診券交付年度	9	4	和暦で印字する。「令和△△年度」というイメージ
	18	受診券交付日	23	N	受診券交付日	9	8	和暦で印字する。「令和NN年△N月△N日」というイメージ
	19	受診券整理番号	25	N	受診券整理番号	X	11	
	20	被保険者証記号・番号	27	N	被保険者証記号	N	3	「被保険者証記号」「被保険者証番号」「枝番(個人識別番号)」の順で、枝番の先頭に「(枝番)」を付加して出力。 ※レイアウト別添8参照
					被保険者証番号	9	8	
					枝番(個人識別番号)	9	2	
	21	受診者氏名	29	N	被保険者氏名漢字	N	25	※「被保険者氏名文字数」が0文字の場合、SPACEとする
	22	生年月日・性別	31	N	生年月日	9	8	和暦(漢字)で印字する。「昭和NN年△N月△N日△△男」というイメージ ※ 1:男、2:女
					性別	X	1	

●別添 2 問診票付受診券出力項目定義書

	NO.	項目名	出力位置等		データ			出力時留意事項等
			行	文字属性	項目名	属	桁	
受診券情報	23	有効期限	34	N	有効期限	9	8	和暦で印字する。「令和NN年△N月△N日」というイメージ
	24	受診の奨励期間	38	N	奨励期間	9	8	和暦で印字する。「令和NN年△N月△N日」というイメージ
	25	窓口での自己負担額(メッセージ)	47,48	N	負担区分	X	1	負担区分の値が「2」の時は、上段に「あなたの自己負担額は」、下段に「軽減されています。」と印字する 「2」以外の場合は、SPACEとする
	26	窓口での自己負担額(基本項目)	44	N	負担区分	X	1	負担区分の値に応じて、つぎのとおり印字する 1:一般 →「一般△1,200円△△△△」 2:軽減(職権) →「軽減△△△400円△△△△」 1、2、3以外 →「△△△△△無△し△△△△△」
	27	窓口での自己負担額(詳細項目)	46	N	—	—	—	「△△△△△無△し△△△△△」と印字する
	28	窓口での自己負担額(追加項目)	48	N	—	—	—	「△△△△△無△し△△△△△」と印字する
	29	保険者連絡先(区役所名、課・係名)	50	N	区コード	X	2	区コードに対応する「区役所名」、「課・係名」の順に印字する(パラメタ①参照)
	30	保険者連絡先(区役所郵便番号・住所)	51	N、X	区コード	X	2	先頭に「〒」を付加して、区コードに対応する「区役所郵便番号」、「区役所住所」の順に印字する(パラメタ①参照)
	31	保険者連絡先(区役所電話番号)	52	X	区コード	X	2	先頭に「TEL」を付加して、区コードに対応する区役所電話番号を印字する(パラメタ①参照) ※レイアウト別添8参照
	32	保険者連絡先(区役所FAX番号)	53	X	区コード	X	2	先頭に「FAX」を付加して、区コードに対応する区役所FAX番号を印字する(パラメタ①参照) ※レイアウト別添8参照
33	保険者番号	56	N	区コード	X	2	区コードに対応する保険者番号を印字する(パラメタ②参照)	
問診票部分								
問診票情報	34	保険者番号	9	N	区コード	X	2	区コードに対応する保険者番号を印字する(パラメタ②参照)
	35	証記号・番号	11	N	被保険者証記号	N	3	「被保険者証記号」「被保険者証番号」「枝番(個人識別番号)」の順で、枝番の先頭に「(枝番)」を付加して出力。 ※レイアウト別添8参照
					被保険者証番号	9	8	
					枝番(個人識別番号)	9	2	
	36	受診券整理番号	13	N	受診券整理番号	X	11	
	37	有効期限	15	N	有効期限	9	8	和暦で印字する。「令和NN年△N月△N日」というイメージ
	38	氏名	9	N	被保険者氏名漢字	N	25	※「被保険者氏名文字数」が0文字の場合、SPACEとする
	39	生年月日・年齢	11	N	生年月日	9	8	生年月日、年齢の順に印字する。 生年月日は和暦で印字する。「昭和NN年△N月△N日」というイメージ 年齢は「(NN歳)」というイメージ
年齢(問診票情報)					9	2		
40	性別	11	N	性別	X	1	漢字で印字する。 ※ 1:男、2:女	
41	住所	13~15	N	住所漢字(問診票情報)	N	50	・住所漢字が25文字以内の時 … 13行目に住所漢字、14行目に方書漢字を印字する。 ・住所漢字が26文字以上の時 … 13,14行目に住所漢字、15行目に方書漢字を印字する。 ※「住所文字数(問診票情報)」が0文字の場合は、ALL SPACE とする。	
	方書			方書漢字(問診票情報)	N	25		

※ 別途指定がない限り、左詰めで出力する。

特定健康診査問診票付受診券（パラメタ）

パラメタ①

現住所 [区コード]	項番8・29 発行局課・保険者連絡先 (区役所名)	項番9・29 発行局課・保険者連絡先 (課・係名)	項番10・30 発行局課等 (区役所干)	項番11・30 発行局課・保険者連絡先 (区役所住所)	項番12・31 発行局課等 (区役所電話)	項番13・32 発行局課等 (区役所FAX)
00	横浜市鶴見区役所△△△	保険年金課保険係△△△△	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1△△	045(510)1807~09	045(510)1898
10	横浜市神奈川区役所△△	保険年金課保険係△△△△	221-0824	横浜市神奈川区広台太田町3-8△△△	045(411)7124△△	045(322)1979
20	横浜市西区役所△△△△	保険年金課保険係△△△△	220-0051	横浜市西区中央1-5-10△△△△△	045(320)8425~26	045(322)2183
30	横浜市中区役所△△△△	保険年金課保険係△△△△	231-0021	横浜市中区日本大通35△△△△△△△	045(224)8315~16	045(224)8309
40	横浜市南区役所△△△△	保険年金課保険係△△△△	232-0024	横浜市南区浦舟町2-33△△△△△△	045(341)1126△△	045(341)1131
41	横浜市港南区役所△△△	保険年金課保険係△△△△	233-0003	横浜市港南区港南4-2-10△△△△	045(847)8425~26	045(845)8413
50	横浜市保土ヶ谷区役所△	保険年金課保険係△△△△	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9△△△△	045(334)6335△△	045(334)6334
51	横浜市旭区役所△△△△	保険年金課保険係△△△△	241-0022	横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12△△△△	045(954)6134△△	045(954)5784
60	横浜市磯子区役所△△△	保険年金課保険係△△△△	235-0016	横浜市磯子区磯子3-5-1△△△△△	045(750)2425~27	045(750)2545
70	横浜市金沢区役所△△△	保険年金課保険係△△△△	236-0021	横浜市金沢区泥亀2-9-1△△△△△	045(788)7835~36	045(788)0328
80	横浜市港北区役所△△△	保険年金課保険係△△△△	222-0032	横浜市港北区大豆戸町26-1△△△△	045(540)2349△△	045(540)2355
81	横浜市緑区役所△△△△	保険年金課保険係△△△△	226-0013	横浜市緑区寺山町118△△△△△△△	045(930)2341△△	045(930)2347
82	横浜市青葉区役所△△△	保険年金課保険係△△△△	225-0024	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4△△△△	045(978)2335△△	045(978)2417
83	横浜市都筑区役所△△△	保険年金課保険係△△△△	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1△△△	045(948)2334~35	045(948)2339
88	横浜市泉区役所△△△△	保険年金課保険係△△△△	245-0024	横浜市泉区和泉中央北5-1-1△△△	045(800)2425~26	045(800)2512
89	横浜市栄区役所△△△△	保険年金課保険係△△△△	247-0005	横浜市栄区桂町303-19△△△△△	045(894)8425△△	045(895)0115
90	横浜市戸塚区役所△△△	保険年金課保険係△△△△	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町16-17△△△△	045(866)8450△△	045(871)5809
91	横浜市瀬谷区役所△△△	保険年金課保険係△△△△	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町190△△△△△	045(367)5725~26	045(362)2420

特定健康診査問診票付受診券（パラメタ）

パラメタ② 項番33「保険者番号（受診券情報）」、項番34「保険者番号（問診票情報）」で使用する。

賦課区コード (18,2)	出力する文字
00	144014
10	144022
20	144030
30	144048
40	144055
41	144063

賦課区コード (18,2)	出力する文字
50	144071
51	144089
60	144097
70	144105
80	144113
81	144121

賦課区コード (18,2)	出力する文字
82	144170
83	144188
88	144162
89	144154
90	144139
91	144147

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1
2										2
3										3
4										4
5										5
6										6
7										7
8										8
9										9
10										10
11										11
12										12
13										13
14										14
15										15
16										16
17										17
18										18
19										19
20										20
21										21
22										22
23										23
24										24
25										25
26										26
27										27
28										28
29										29
30										30
31										31
32										32
33										33
34										34
35										35
36										36
37										37
38										38
39										39
40										40
41										41
42										42
43										43
44										44
45										45
46										46
47										47
48										48
49										49
50										50
51										51
52										52
53										53
54										54
55										55
56										56
57										57
58										58
59										59
60										60
61										61
62										62
63										63
64										64
65										65
66										66
67										67
68										68
69										69
70										70
71										71
72										72
73										73
74										74
75										75
76										76
77										77
78										78

注 意 事 項

- 1 特定健康診査を受診するときには、この券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
- 2 特定健康診査は、なるべくこの券に記載してある奨励期間までに受診してください。ただし、奨励期間を過ぎても有効期限まで受診が可能です。
- 3 特定健康診査の受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに保険者において保存し、医療情報とあわせて必要に応じて保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。
- 4 特定健康診査の結果のデータは、決済代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
- 5 横浜市国民健康保険の被保険者の資格がなくなったときは、この券を使用しての受診はできません。すみやかにこの券を被保険者証と共に、区役所保険年金課保険係へお返しく下さい。
- 6 不正にこの券を使用した場合は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
- 7 この券の表面の記載事項に変更があった場合は、区役所保険年金課保険係へお届けください。記載事項を訂正した受診券と差し替えます。
- 8 空腹時の状態で実施する検査があるため、食後10時間以上あけた状態で健診を受診してください。午後に健診を実施する場合は、軽めの朝食にしてください。※お水は飲んでいただいてもかまいません。

こんなときには、お届けをお願いします

国民健康保険にご加入中の方は、こんなときには忘れずに届出をしてください。

	こんなとき	届出に必要なもの	
横浜市国民健康保険	職場の健康保険や国民健康保険組合に	加入した保険証(※1)又は資格取得証明書	★保 印 本 人 確 認 証 鑑 書
	市外に転出するとき	—	
	生活保護を受けたとき	保護決定通知書	
	死亡したとき	死亡を証明するもの	
その他	市内の他区から転入してきたとき(※2)	前の区の保険証★	
	区内で転居したとき		
	世帯主が変わったとき	—	
	世帯をわけたり一緒にするとき		
	氏名が変わったとき		

※1 国民健康保険をやめる方全員分の新たに加入した保険証をお持ちください
 ※2 新たにお住まいになった区の区役所保険年金課保険係へ届出をしてください。
 ★ 異動がある方、及び世帯主名や住所など記載事項が変わる方全員分の横浜市国保の保険証をお持ちください。

受診券をお持ちの場合は、上記の届出の際に必ずあわせてお持ちください。

帳 票 名	別添3 横浜市国民健康保険特定健康診査 受診券 (裏面)	作成者	作成日
		変更者	変更日

健診を受診する際、窓口に提出してください。

横浜市国民健康保険特定健康診査 問診票

係候者番号 NNN 8NNNN	氏名 NNNN NNNN NNNN 25 NN NNNN NNNN N△△△
証記号・番号 NNNN 11 NN NNN△	生年月日 NNNN 12 NN NNNN △NN 5 NN △△ 性別 N△△△
受診券 番号 NNNN 11 NN NNN△	住所 NNNN NNNN NNNN 25 NN NNNN NNNN N△△△
有効期限 NNNN 11 NN NNN△	住所 NNNN NNNN NNNN 25 NN NNNN NNNN N△△△

※今年度末時点の年齢を記載してください。

以下のすべての質問について、回答欄のあてはまる番号に○をつけてください。

番号	質問	回答	欄
1~3	現在、a から c の治療のために薬を服用又は使用していますか。	1 はい 2 いいえ	
1	a 血圧を下げる薬を服用している。	1 はい 2 いいえ	
2	b インスリン注射又は血糖を下げる薬を使用している。	1 はい 2 いいえ	
3	c コレステロールや中性脂肪を下げる薬を服用している。	1 はい 2 いいえ	
4	医師から、糖尿病(血糖値、糖化HbA1c等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	1 はい 2 いいえ	
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	1 はい 2 いいえ	
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析など)を受けていますか。	1 はい 2 いいえ	
7	医師から、貧血といわれたことがありますか。	1 はい 2 いいえ	
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 ※「現在、習慣的に吸っている」とは、最近1か月間吸っている、今までに合計100本以上、又は6か月以上吸っている場合を指します。	1 はい 2 いいえ	
9	体重が20歳の時から10kg以上増加していますか。	1 はい 2 いいえ	
10	1 0 1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか。	1 はい 2 いいえ	
11	1 1 日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか。	1 はい 2 いいえ	
12	1 2 ほぼ同じ歩数の前後と比較して歩く速度が遅いですか。	1 はい 2 いいえ	
13	1 3 食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	1 何でもかんで食べることができる 2 噛み砕くが、かみあわせなど気になる部分がある 3 ほどんどかめない	
14	1 4 人と比較して食べる速度が遅いですか。	1 遅い 2 ふつう 3 速い	
15	1 5 就寝前の2時間前以内に夕食をとることが週5回以上ありますか。	1 はい 2 いいえ	
16	1 6 朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	1 毎日 2 時々 3 ほどんど摂取しない	
17	1 7 朝食を抜くことが週に3回以上ありますか。	1 はい 2 いいえ	
18	1 8 お酒(日本酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいですか。	1 毎日 2 時々 3 ほどんど飲まない(飲めない)	
19	飲酒する日は、どのくらいの量を飲みますか。	1 飲まない・1合未満 2 1~2合未満 3 2~3合未満 4 3合以上	
20	1 9 日本酒1合(180ml)の目安(ビール500ml、焼酎(25度)110ml、ウイスキーダブル1杯(60ml)、ワイフ2杯(40ml)	1 飲まない・1合未満 2 1~2合未満 3 2~3合未満 4 3合以上	
21	2 0 睡眠で休養が十分とれていますか。	1 はい 2 いいえ	
22	2 1 運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	1 改善するつもりはない 2 改善するつもりである(概ね6か月以内) 3 近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しづつ始めている 4 既に改善は取り始めている(6か月未満) 5 既に改善は取り始めている(6か月以上)	
23	2 2 生活習慣の改善について保健指導を受けられる機会があれば、利用しますが。	1 はい 2 いいえ	

※昨年度の健診結果をお持ちの方は、健診時の窓口はこの問診票と一緒に提出してください。

※
△(NN歳)△△

【Excel: High=14.25, Wide=0.85, Scale=95%】

特定健康診査の検査項目のご案内

● 受診者全員が受ける検査項目（基本的な項目と横浜市国保の追加項目）

	検査等の目的	検査項目
問診	生活習慣病の治療状況や生活習慣を知る	問診（服薬及び喫煙歴、食事、運動、睡眠等生活習慣）
診察	自覚症状や他覚症状を診る	身体診察
検査の項目	内臓脂肪型の肥満かどうか	身長、体重、腹囲測定、BMI体格指数（体重kg÷身長m÷身長m）
	高血圧かどうか	血圧測定
	脂質異常かどうか	血液検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）
	糖尿病かどうか	血液検査（空腹時血糖、ヘモグロビンA1c） 尿検査（尿糖）
	腎臓の機能の状態かどうか	尿検査（尿蛋白） 血液検査（※クレアチニン、※尿酸）
	肝臓の機能の状態かどうか	血液検査（GOT、GPT、γ-GTP）
	膀胱・尿路系に異常はないか	尿検査（※尿潜血）

※印の検査は、国が定めた特定健康診査の基本的な項目以外の検査で、横浜市国民健康保険において、糖尿病及び腎不全にかかる医療費の伸びが顕著なことから、疾病の進行状態の把握や、食生活習慣と深い関わりのある痛風関節炎等を早期に発見し、

● 国の実施基準に該当し、医師の判断により必要とされた場合に受ける検査項目（詳細な項目）

	検査等の目的	検査項目
	貧血はないか	血液検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）
	心臓の機能の状態かどうか	心電図
	動脈硬化等血管の状態かどうか	眼底検査

【詳細な項目を実施する国の基準】

1 貧血検査を実施する基準

貧血の既往歴がある人、又は医師の診察で貧血が疑われた場合に検査を実施します。

2 心電図検査を実施する基準

当該年度の特定健康診査の結果等において、収縮期血圧140mmHg以上若しくは拡張期血圧90mmHg以上

又は問診等で不整脈が疑われた場合に検査を実施します。

3 眼底検査を実施する基準

当該年度の特定健康診査の結果等において、血圧又は血糖が、次の基準に該当した者

(1) 血圧

収縮期血圧140mmHg以上 又は 拡張期血圧90mmHg以上

(2) 血糖

空腹時血糖値126mg/dl以上 又は ヘモグロビンA1c6.5%以上

帳票名	別添3 横浜市国民健康保険特定健康診査 問診票（裏面）	作成者	作成日
		変更者	変更日

特定健康診査実施機関一覧表区別印刷数内訳

	合 計
合 計	540,000
鶴見	39,000
神奈川	33,000
西	13,500
中	24,000
南	33,000
港南	33,000
保土ヶ谷	31,000
旭	38,000
磯子	27,000
金沢	32,000
港北	43,000
緑	26,000
青葉	40,000
都筑	25,000
泉	24,000
栄	19,000
戸塚	40,000
瀬谷	19,500

(中区版)

横浜市国民健康保険特定健康診査実施機関区別一覧表
(令和2年4月1日現在)

【一覧表の見方】

◆ 特定健診は、この一覧表にある実施機関のほか、**居住区以外の市内の実施機関でも受診することができます。**

居住区以外の実施機関については、横浜市けんしん専用ダイヤル（下記）にてお問い合わせいただくか、ホームページでご確認ください。

横浜市 特定健康診査実施機関



◆ 特定健診の受付方法は、実施機関によって異なりますので、受診を希望される実施機関にあらかじめ電話等で確認のうえ受診してください。

※ 予約状況によっては、希望の日時に受診できない場合もありますので、実施機関へお早めにお問い合わせください。特に年度末は混雑しますのでご注意ください。

◆ 特定健診の結果通知方法は、「対面通知」または「郵送通知」と実施機関によって異なりますので、実施機関に直接お問い合わせください。

◆ 特定健診には、全員の方が受ける基本的な検査項目の他に、詳細な検査項目（貧血、心電図、眼底検査）があります。詳細な検査項目は、当該年度の特定健康診査の結果等において、【血圧】【血糖】等が一定の基準に該当し、医師が詳細な検査が必要と判断した場合に行う検査です。

※ ○がついていない実施機関では、該当する検査項目が実施できません。

★ 横浜市がん検診の実施状況について
横浜市がん検診を受けられる実施機関について、○がついています。（乳がん検診の場合は△または◎）特定健診の他にがん検診の受診を希望される際に参考にしてください。
※ がん検診は、**特定健診とは別に料金が必要になります。**同封のご案内小冊子のP.14をご参照いただくか、下記にてお問い合わせください。
※ 乳がん検診の◎は視触診及びマンモグラフィ検査を同時に受診できる医療機関です。△は視触診のみの実施医療機関です。視触診を受けたのち、◎の医療機関でマンモグラフィ検査を受けていただく必要があります。
※ **この一覧表にある実施機関のほか、がん検診のみを実施している医療機関もあります。**がん検診のみの実施医療機関については、下記にお問い合わせください。

□ お問い合わせ先（市外局番：045）

横浜市けんしん専用ダイヤル

電話	664-2606
FAX	663-4469

受付時間 8:30~17:15 月~土（祝休日・年末年始は除く）

○下記でもお問い合わせいただけます。（市外局番：045）

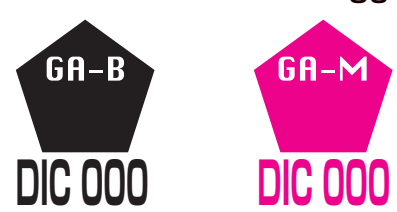
◆特定健診について	中区役所 保険年金課保険係	電話	224-8315
		FAX	224-8309
★がん検診について	中区役所福祉保健課	電話	224-8332
	健康福祉局保健事業課	電話	671-2453

No.	特定健診実施機関名	詳細な検査項目 ※1			電話 (市外局番 045)	FAX (市外局番 045)	所在地 (町別)	土日実施 ※3		(参考)横浜市がん検診等 ※2 令和2年4月1日 現在 (注意)がん検査費用が別途かかります								
		貧血	心電図	眼底				土曜	日曜	胃 (X線)	胃 内視鏡	子宮	乳	大腸	肺	前立腺	肝炎	
61	(医) 健仁会 健仁整形外科・内科	○	○		641-1701	641-1705	松影町2-8-10				○		△	○	○	○	○	○
62	内科渡部医院	○	○		641-2788	641-2788	麦田町2-52									○	○	○
63	野崎小児科医院	○	○		622-8676	621-0174	麦田町4-99										○	○
64	山手消化器・内科クリニック	○	○	△	625-2325	-	麦田町4-102-3 ハーバルテラス201	午前			○			○	○	○	○	○
65	川俣クリニック	○	○		624-2960	624-2960	麦田町4-107 ライフ山手2F	午前									○	○
66	(公財) 神奈川県結核予防会 かながわクリニック	○	○	○	201-8521	201-8539	元浜町4-32 県民共済ビル	午前	○		○	◎	○			○	○	○
67	向井クリニック	○	○		222-0678	222-0658	元町1-51-1 F-flatビル1F	午前			○			○	○	○	○	○
68	元町宮地クリニック	○	○	△	263-9115	263-9117	元町2-86-2F	終日							○	○	○	○
69	グレイスクリニック	○	○		226-3877	226-3878	元町3-133-9 元町医療モール3階	午前					△	○	○	○	○	○
70	秋山内科クリニック	○	○		641-0993	-	元町5-209 北村ビル3F	午前							○	○	○	○
71	くまがい内科・脳神経内科 クリニック	○	○		228-9823	228-9826	山下町30-1-302	午前							○	○	○	○
72	(医) 人診会 元町たかつか内科クリニック	○	○		650-6570	650-6571	山下町37-8 グローリオタワー横浜元町201								○	○	○	○
73	中華街医院	○	○		662-8992	264-4050	山下町73-3-301	終日							○	○	○	○
74	陽和クリニック	○	○		681-5117	681-5117	山下町185	午前							○	○	○	○
75	横濱医院	○	○		228-8321	228-8322	山下町211-8-101	終日				○		○	○	○	○	○
76	(独) 地域医療機能推進機構 横浜中央病院 ※4	○	○	○	681-9540	663-6903	山下町268		○		○	◎	○		○	○	○	○
77	(一社) 日本海員救済会 横浜救済会病院	○	○	○	261-8191	261-8149	山田町1-2		○					○	○	○	○	○
78	イチロークリニック	○	○		260-3225	260-3226	山田町8-1 フロール山田町第3 101	午前	○	○					○	○	○	○
79	石川クリニック	○	○		641-0494	641-0494	山手町55	午前					△	○	○	○	○	○
80	(一財) ザ・ブラフ・クリニック ザ・ブラフ・メディカル&デンタル・クリニック	○	○	○	641-6961	651-5130	山手町82						△	○		○	○	○
81	山手駅前通り つちや泌尿器科・内科	○	○		263-8472	263-8472	大和町1-6-4 -101号	午前							○	○	○	○
82	中島医院	○	○		621-8713	621-8713	大和町2-34-5 山手駅前クリニックビル1F	午前	○	○			△	○		○	○	○
83	山手クリニック	○	○		222-3453	-	山元町2-60	午前									○	○
84	(医) 山崎医院	○	○		641-5358	-	山元町3-142	午前									○	○

※1 心電図、眼底検査に△印がある場合は、関連の別の実施機関での検査となります。
 ※2 乳がん検診の◎は「視触診+マンモグラフィ検査」、△は「視触診のみ」の実施医療機関となります。
 ※3 土日実施は、実施機関の受付状況によっては希望の日時に受診できない場合もあります。
 ※4 特定保健指導指定事業者です。特定健診の受診結果より特定保健指導の対象となる方は無料で利用できます。詳しくはご案内小冊子P12をご覧ください。

これはカンパです。2020/04/16 16:18:57

50-052-R33 1A



50-052-R33 1A

横浜市役所
特定健康診査実施機関一覧表(中区)
2020.04.15 mini2-0BF(CS5)(透明)

担当営業	検査機校正	第三校正	第二校正	第一校正

納品先一覧

	所在地	電話番号
鶴見 区役所保険年金課保険係	〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1	510-1807~9
神奈川 区役所保険年金課保険係	〒221-0824 神奈川区広台太田町3-8	411-7124
西 区役所保険年金課保険係	〒220-0051 西区中央1-5-10	320-8425~6
中 区役所保険年金課保険係	〒231-0021 中区日本大通35	224-8315~6
南 区役所保険年金課保険係	〒232-0024 南区浦舟町2-33	341-1126
港南 区役所保険年金課保険係	〒233-0003 港南区港南4-2-10	847-8425~6
保土ヶ谷 区役所保険年金課保険係	〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9	334-6335
旭 区役所保険年金課保険係	〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12	954-6134
磯子 区役所保険年金課保険係	〒235-0016 磯子区磯子3-5-1	750-2425~7
金沢 区役所保険年金課保険係	〒236-0021 金沢区泥亀2-9-1	788-7835~6
港北 区役所保険年金課保険係	〒222-0032 港北区大豆戸町26-1	540-2349
緑 区役所保険年金課保険係	〒226-0013 緑区寺山町118	930-2341
青葉 区役所保険年金課保険係	〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4	978-2335
都筑 区役所保険年金課保険係	〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1	948-2334~5
泉 区役所保険年金課保険係	〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1	800-2425~6
栄 区役所保険年金課保険係	〒247-0005 栄区桂町303-19	894-8425
戸塚 区役所保険年金課保険係	〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17	866-8450
瀬谷 区役所保険年金課保険係	〒246-0021 瀬谷区ニッ橋町190	367-5725~6
健康福祉局保険年金課	〒231-0005 中区本町6丁目50-10 16階	671-4067

文言を変更する予定

区内特別と印字しない封筒を1,500部作成し、区外分を封入する。

フラップ: 30mm

横浜市国民健康保険の健康診断（特定健診）受診券

郵便区内特別

料金後納
郵便

21mm

窓（紙素材とすること）
サイズ：100mm × 47mm

12mm

窓（紙素材とすること）
サイズ：71mm × 33mm

15mm

120mm

窓部分も紙素材を使用していますので、
その他の紙としてリサイクルできます。

感染症等の動向を踏まえ、受診時期については、かかりつけ医や受診予定の医療機関と十分相談して検討してください。

58mm

65mm



219mm

- ※ 刷り色は1色（藤色）とする。
- ※ 印刷内容については変更となる場合があります。
- ※ 封筒の内側には、封入物が透けて見えないよう地紋を印刷する。
- ※ 窓のサイズ、位置については、テストの結果により微調整することがあります

裏

約10,000円かかる検査が0円で受診できます

横浜市では、年間約12万人が受診しています。

健診に関するお問い合わせは
横浜市けんしん専用ダイヤル

電話 045-664-2606 (日曜、祝日、年末年始を除く)
FAX 045-663-4469 (8:30 ~ 17:15)

特定健診とは



健診を受診する際、受診券と一緒に窓口へ提出してください。

横浜市国民健康保険特定健康 問診票

保険者番号 ① NN (8) NNN	氏名 ② NNNNNNNNNN (25) NNNNNNNNNNN
証記号・番 ③ 40-99999999 (枝番) 99	生年月 ⑤ NNNN (12) NNNN ⑥ NN5NN※ 性 ⑦ N
受診券整理番号 ⑧ NNN (11) NNNN	住所 NNNNNNNNNN (25) NNNNNNNNNNN ⑨ NNNNNNNNNN (25) NNNNNNNNNNN ⑩ NNNNNNNNNN (25) NNNNNNNNNNN ⑪
有効期限 ⑩ NNN (11) NNNN	

※今年度末又は後期高齢者医療制度の対象となる前日時点の年齢を記載しています

以下のすべての質問について、回答欄のあてはまる番号に○をつけてください。

番号	質問項目	回答欄
1~3	現在、a から c の治療のために薬を服用又は使用していますか。	
1	a 血圧を下げる薬を服用している。	1 はい 2 いいえ
2	b インスリン注射又は血糖を下げる薬を使用している。	1 はい 2 いいえ
3	c コレステロールや中性脂肪を下げる薬を服用している。	1 はい 2 いいえ
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	1 はい 2 いいえ
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	1 はい 2 いいえ
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析)を受けたことがありますか。	1 はい 2 いいえ
7	医師から、貧血といわれたことがありますか。	1 はい 2 いいえ
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 ※「現在、習慣的に吸っている」とは、最近1か月間吸っていて、今までに合計100本以上、又は6か月以上吸っている場合を指します。	1 はい 2 いいえ
9	体重が20歳の時から10kg以上増加していますか。	1 はい 2 いいえ
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施していますか。	1 はい 2 いいえ
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施していますか。	1 はい 2 いいえ
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速いですか。	1 はい 2 いいえ
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	1 何でもかんで食べることができ 2 歯や歯ぐき、かみあわせなど 気になる部分があり、かみに くいことがある 3 ほとんどかめない
14	人と比較して食べる速度が速いですか。	1 速い 2 ふつう 3 遅い
15	就寝前の2時間前以内に夕食をとることが週3回以上ありますか。	1 はい 2 いいえ
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	1 はい 2 時々 3 ほとんど摂取しない
17	朝食を抜くことが週に3回以上ありますか。	1 はい 2 いいえ
18	お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度はどのくらいで	1 毎日 2 時々 3 ほとんど飲まない(飲めない)
19	飲酒する日は、どのくらいの量を飲みますか。 清酒1合(180ml)の目安：ビール中瓶1本(約500ml)、焼酎35度(80ml)、 ウイスキーダブル1杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)	1 飲まない・1合未満 2 1~2合未満 3 2~3合未満 4 3合以上
20	睡眠で休養が十分とれていますか。	1 はい 2 いいえ
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみよう と思いますか。	1 改善するつもりはない 2 改善するつもりである(概ね6か月以内) 3 近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、 少しずつ始めている 4 既に改善に取り組んでいる(6か月未満) 5 既に改善に取り組んでいる(6か月以上)
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	1 はい 2 いいえ

※昨年度の健診結果をお持ちの方は、健診時の窓口へこの問診票と一緒に提出してください。

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- (内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。
- (着手届出)
- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。
- (権利義務の譲渡等の制限)
- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したものと及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (著作権の譲渡等)
- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を含める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に品物を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の 委託者と受託者とが協議して行う。

履行の内容の変更を伴わないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
 - (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
 - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
 - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。)したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくははき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき

(2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき

(3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に關する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、間（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

(談合等不正行為に対する措置)

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

- 4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。)及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(非開示資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄を指示した場合は、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作人名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。